

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

1 措置の概要

東京都は国の令和6年3月から適用の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和6年3月から適用の設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の引き上げに伴い特例措置を実施することとしています。

町田市においても、2024（令和6）年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等業務委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）のうち令和5年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）又は令和5年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算したものについては、東京都の特例措置に準じて契約変更の協議を請求できることといたしましたので、お知らせいたします。

2 具体的な取扱い

(1) 対象案件

2024年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等業務委託のうち旧労務単価又は旧技術者単価を用いて予定価格を積算しているもの

(2) 契約金額の変更

協議による変更後の契約金額は、新労務単価又は新技術者単価により積算された予定価格に当初契約の落札率（予定価格に対する落札額の割合）を乗じて得た額とします。

【算式】変更後の契約金額＝新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

(3) 請求方法

別紙様式により、必要事項を記載し、財務部契約課工事契約係に提出してください。

なお、130万円以下の工事請負契約及び50万円以下の設計等委託の場合は、見積書等を提出した課（予算課）が請求先となります。

(4) 請求期限

①2024年3月31日までの履行期限のもの・・・履行期限の15日前（土日は含まず）まで

②2024年4月1日以降が履行期限のもの・・・契約締結した日から2月以内

(5) その他

①受注者の皆様には、特例措置の趣旨をご理解いただき、下請企業等との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について適切に対応されるよう、お願いいたします。

②2024年2月29日までに契約締結した工事については、「賃金等の変動に対する町田市工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について」（暫定版）をご参照ください。

財務部契約課工事契約係
（直通）042-724-2110